

オンライン傍聴要領

埼玉県平和資料館アドバイザリーボード

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、指定日までに事務局まで申し込みをしてください。
- (2) 定員を超えた場合は抽選を行います。
- (3) 傍聴者は、会議開催予定時刻の5分前までに、別途案内される傍聴用URLから入室し、入室許可があるまでお待ちください。
- (4) インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
 - ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。
 - ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。
- (5) 傍聴者は、アドバイザリーボードの承認を受けた上で傍聴することができます。

2 傍聴者の守るべき事項

- 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。
- (1) 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
 - (2) 他の者を代理で傍聴させないこと。
 - (3) 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
 - (4) 会議中はマイクとカメラをオフにし、発言は一切しないこと。また、チャット等の機能、その他の方法により意見等を表明しないこと。
 - (5) 騒ぎ立てる、その他の方法により会議の進行を妨害しないこと。
 - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
 - (7) 傍聴者は、写真撮影、スクリーンショットの機能、録画、録音を行わないこと。
 - (8) 傍聴者は、座長及び事務局職員の指示に従うこと。

3 傍聴者の退場

- (1) 傍聴者が2の規定に違反したとき、座長は注意します。その後傍聴者が2の規定に違反したときは、はじめに2の規定に違反した者かどうかにかかわらず、座長は直ちにその者の退場を命じます。

(2) 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは直ちに退場してください。傍聴者がこれに従わないときは、座長は退場を命じます。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声が途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、本会議はその責を負いませんので、あらかじめ御了承ください。